

熊本県出産・子育て応援交付金デジタルプラットフォームシステム構築等
業務委託仕様書

1 業務委託名

熊本県出産・子育て応援交付金デジタルプラットフォームシステム構築等業務委託

2 予算

10,000千円以内

3 事業の目的

熊本県内の市町村では、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即して必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行い、これと一体的に妊娠時と出産時に各5万円を給付する経済的支援を実施している。この経済的支援は多くの市町村が現在、現金給付の手法で給付しているが、本交付金の趣旨を鑑み、育児用品等の購入経費や育児サービス等の消費に充てやすくすることで、より実効性の高い子育て支援を可能とすることを目的として、県内各市町村が参加できる広域的な電子給付システム（以下、「デジタルプラットフォームシステム」という。）構築を行う。

4 契約期間

契約締結の日から令和6年（2024年）3月31日（日）まで

（1）デジタルプラットフォームシステム構築期間

契約締結の日から令和6年（2024年）1月31日（水）まで

（2）テスト試行期間

システム構築終了後から令和6年（2024年）3月31日（日）まで

※上記（1）（2）は、令和6年（2024年）4月1日から運用を開始するため、システム構築後一定のテスト期間を設け、その期間中に参加市町村との連携対応等を含めて調整を行う期間として最低2ヶ月程度として設けているものであるため、構築期間を短縮することも可能。

5 デジタルプラットフォームシステムの概要

妊娠時と出産後のタイミングで各5万円相当分の電子給付を行い、当該電子給付によって育児用品や子育て支援サービス等を購入することができる専用サイト等を構築する。

なお、デジタルプラットフォームシステム構築後の運用については、本仕様書に基づき、県内市町村からシステムを利用し、事業を実施したい旨の申し出があった場合、受託者は各市町村と別途委託契約を締結するものとする。

(1) 電子給付について

①電子給付発行者

市町村

②価格設定

50,000円給付の場合、現金50,000円分
(ポイント交換方式の場合、1ポイント1円)

③発行対象者

- ア 専用サイト等運用開始後に妊娠届を提出した県内各市町村に住民票がある妊婦(年間13,000人程度を想定)
- イ 専用サイト等運用開始後に出生した幼児を養育している県内各市町村に住民票がある者(年間13,000人程度を想定)

④給付時期及び金額

ア ③のアが妊娠届を提出等し、かつ応援ギフトの申請をしたとき

50,000円分

イ ③のイが応援ギフトの申請をしたとき

50,000円分

⑤応援ギフト有効期間又は期限

発行日(付与日)から3年を想定しているが県と協議の上、決定する。

⑥応援ギフト付与方法

専用のQRコード及びID等を発行し、専用サイト等で付与

(2) 育児用品や子育て支援サービスなどの購入について

①方法

デジタルプラットフォームシステムの専用サイト内から商品を選択し、デジタルポイントを利用して購入できる形や、電子マネーを利用し、直接販売店等から購入できる形とする。

②購入者

電子給付を受けた者(以下「利用者」という。)

③カタログギフト及び電子マネー購入可能商品内容

下記に掲げるものを想定しているが、事前に県と協議の上、決定した商品とする。なお、商品内容・商品数については、提案事項とする。ただし、アルコール類、たばこ、遊技場入場券、資産形成価値の高いもの(株、金等)は対象にできない。

ア 育児用品

例) 乳幼児用おむつ、乳児用粉ミルク、衛生用品(ガーゼ、ティッシュ、お尻ふきなど)、入浴剤、タオル、バスタオル、子ども服、子供用靴、スタイ、おくるみ、バウンサー、ベビーカー、抱っこ紐、ママバッグ、おもちゃ、絵本、離乳食、食器、幼児用椅子、電化製品など

イ 育児支援サービス

例) 家事サービス利用料、ファミリー・サポート利用料、一時預かり利用料、助産師相談利用料、育児用品リース料などの市町村が実施する育児サービ

スを含む。

ウ 市町村が推薦する商品

例) 各市町村が推薦する物品、市町村立公立施設入場券など

エ 県が指定する商品

例) 県産品のうち県が指定する物品、県立施設入場券など

④金額の単位

- ・カタログギフトの場合、千円（ポイント）単位とすること。ただし、公共施設入場券については市場価格とする。金額（ポイント）を使い切るために、商品金額の設定の工夫や少額商品の用意を行うこと。
- ・電子マネー方式の場合は、1円（ポイント）単位とする。

6 業務委託の内容

下記（１）～（５）に掲げる業務を実施すること。

（１）デジタルプラットフォームシステムの構築業務

「**5** デジタルプラットフォームシステムの概要」に掲げる事項のほか、以下の要件を満たすシステムを、令和6年（2024年）3月31日までに、テスト期間を踏まえ、システム構築を完了させること。テスト期間は、令和6年（2024年）4月1日から円滑な運用を開始するため、参加市町村との連携対応等を含めて調整を行う期間として最低2ヶ月設けているものであるため、構築期間を短縮することも可能である。その場合の計画期間についても、提案を行うとともに、併せて、利用者の利益に資する機能等に関して提案すること。

①端末要件

利用者端末：＜PC＞

OS：Windows 10以上、Mac OS X 10以上

ブラウザ：Microsoft Edge 最新版、

Firefox 最新版、Google Chrome 最新版、

Safari 最新版

回線種別：インターネット

＜タブレット、スマートフォン＞

OS：Windows 10以上、Mac OS X 10以上、

iOS 14以上、iPad OS 11以上、

Android 11以上

ブラウザ：Microsoft Edge 最新版、

Firefox 最新版、Google Chrome 最新版、

Safari 最新版

回線種別：インターネット

管理者端末：＜県職員PC＞

OS：Windows 10

ブラウザ：Microsoft Edge、Firefox、
Google Chrome

回線種別：インターネット

②機能要件

ア トップページ機能

- ・県・市町村のホームページのリンクや県・市町村等の子育て関連の相談窓口を掲載すること。当該情報は契約後、県から提供するものとする。
- ・カタログギフトの場合、商品ページへのリンクを掲載すること。なお、商品ページは専用のQRコードやID等により閲覧できるものとする。

イ 電子給付付与及び買い物機能

- ・電子給付付与機能があること。
- ・残高が表示されること。
- ・電子給付の価格設定については、市町村毎に変更出来るようにすること。
- ・種別（出産応援・子育て応援）で分けて表示できること。
- ・当該電子給付システムを利用した決済ができること。
- ・特定の居住市町村でのみ購入できる商品の場合は、当該市町村に居住していない利用者は、商品閲覧・購入できない仕組みとすること。
- ・利用者が自身の利用履歴を確認できること。
- ・商品店舗や商品分類ごとに検索できるようにすること。
- ・なりすましによる不正利用が起きないように配慮すること。
- ・利用者の県内の転居に対応できるようにすること。

ウ 運用・管理機能

- ・専用のQRコードやID等が発行できる機能を有すること。
- ・各市町村が、利用者の買い物状況を管理・確認でき、集計できること。
- ・県が個人を特定せず、買い物状況を確認でき、集計できること。
- ・上記5（2）③に記載する商品内容について、必要に応じて商品入替等を行うためのニーズ把握等の把握ができる機能を有するものとする。
- ・システム構築後の運用については、後述「7 システム構築後のプラットフォーム運用について」に記載の業務のとおり想定しており、想定される業務を円滑に実施するための機能を付与すること。

エ セキュリティ要件

- ・クラウド環境の設置場所は、日本国内のデータセンターとすること。取り扱うデータは日本国内のみでの管理とし、漏洩防止策を厳重に講じ、適切に管理すること。
- ・クラウドサービスを提供する事業者が、ISO/IEC 27001、ISO/IEC 27017、プライバシーマーク、ISMAPのいずれかの第三者認証を受けていること。
- ・本サービスの利用終了後は、保存されているデータを復元不可能な形で消去す

ること。

- ・サーバーを設置するデータセンターの要件として、耐震、防火、落雷、防水、停電対策、空調設備が整った建物であること。また、ICカードや指紋認証、監視カメラ等による入退室管理などセキュリティ対策が行われていること。
- ・通信及び蓄積データに対して暗号化を行うこと。
- ・サーバー等システム機器について、適切にウイルス対策を行い、セキュリティ対策ソフトウェアのウイルス定義ファイル及びそのサーバーOSの更新プログラムを、即時性を考慮し適切なタイミングで更新できるようにすること。
- ・サーバーには、情報の漏洩又は改ざんを防ぐために、データに対するセキュリティ対策を行うこと。
- ・利用者の端末機器に保存されているデータ類を自動で収集しないこと。
- ・不測の事態に備えてバックアップを定期的を取得し、復旧することが可能な状態で運用をできるようにすること。
- ・以下のセキュリティ対策を講じること。なお、SSL/TLS証明書（EVまたはOV）の名義は熊本県とし、費用は受託者が負担するものとする。
 - a) クロスサイトスプリティング対策
 - b) SSL/TLSでの通信の暗号化に対応したシステムの構築
 - c) SQLインジェクション対策
 - d) 管理者ID等によるアクセス制限
- ・その他実施するセキュリティ対策がある場合は、提案すること。

オ 動作テスト

本仕様書に定める要件が対応する全ての端末において正常に動作することを確認すること。また、参加市町村に対しても、事前に動作確認を行うこと。

カ 登録

iOS端末向けアプリケーションを作成する場合は、「App Store」、Android端末向けアプリケーションを作成する場合は、「Google Play」への登録、配信までの一切の手続きを行うこと。

キ アクセシビリティ等

利用者及び市町村の負担軽減に努め、ユニバーサルデザイン及びアクセシビリティとユーザビリティに配慮したものとし、これらの実現手段については提案事項とする。

(2) 参加店舗募集・管理

- ①参加店は受託者が募集すること。
- ②参加店舗の募集、申込受付、審査、店舗一覧及び商品一覧の作成をすること。
ただし参加店舗の最終決定は県及び市町村が行う。

(3) 商品価格の設定

取扱商品の価格が市場価格を上回らないように努力し、その実現方法及び商品の価格設定については提案事項とする。

(4) マニュアルの作成

当該システムの操作マニュアル及び運用マニュアルを作成すること。想定される業務については、後述「7 システム構築後のプラットフォーム運用について」に記載。県が必要と認める時は市町村向け説明会を行うこと。

(5) その他

専用サイト構築後、業務期間内に専用サイト等の問題事項及び改善事項が生じた場合は、県と協議の上、対応すること。

7 システム構築後のプラットフォーム運用について

別途契約予定である、次年度以降のシステム構築後の運用については、下記のような事業を想定している。その他、市町村及び利用者の利益に資する運用業務について提案すること。また、運用業務に係るコスト及び市町村毎の費用負担額についても提案すること。
＜想定される運用業務＞

【県】プラットフォーム運用

- ①全体の進行管理
- ②商品管理体制（商品の登録、在庫管理、データ収集（商品ニーズ、問い合わせ件数、利用者の商品購入状況）、商品の配送情報等）
- ③問い合わせ対応：顧客及び各市町村（システムの使用方法、エラー対応、商品の品質、配送状況等）
- ④参加市町村全体の情報管理

【市町村】

- ①利用者IDパス及びポイント（または電子マネー）付与（市町村、運用管理事業者との情報共有）
 - ②利用者の個人情報管理（氏名、住所、ポイント（または電子マネー）残高、商品購入履歴等）
 - ③商品管理（市町村独自の商品、育児サービス等）
 - ④精算作業（商品配送結果（商品及び配送に係る経費を含む。）、利用者情報等）
- なお、プラットフォーム運用のイメージについては、別紙のとおりとする。

8 委託費用に含まれる経費

委託事業の実施に必要な諸経費。ただし備品の取得は対象外とする。

※パソコン等の汎用性が高い電子機器等を使用する場合は、リース契約等で対応すること。

9 成果品

- (1) システム一式
- (2) 操作マニュアル
- (3) システム概要（システムの仕様・設計等を記載したもの）
- (4) 精算書（収支の内容が確認できるもの）

- (5) 業務完了報告書（本業務で生じた経費内訳等を記載したもの）
- (6) 次年度以降、事業を円滑に推進していくための、運用マニュアル（県・市町村分）
上記はいずれもOffice 2016で編集可能な電子媒体の形式で提出すること。

10 著作権

当委託業務契約により作成された成果品、契約の遂行過程で生じたすべての著作権は、すべて熊本県に帰属するものとし、受託者は熊本県の当該著作権に係る行為について著作人人格権を行使しないものとする。

11 業務の継続性

本業務は、特段の事情がない限り、システム構築は当年度限りとする。プラットフォーム運用管理については、県との委託契約により行うが、具体的な給付に関する業務については、各市町村と契約を締結するものとする。

12 その他

- (1) 本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。特に、個人情報に関わる情報の取扱いについては、十分注意するとともに、県の指示に基づくものとする。
- (2) 発注者は、業務の実施に当たり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について出来る限り協力する。
- (3) 委託業務の遂行にあたっては、随時、進捗状況の報告を行い、受託業務の円滑な遂行に努め、具体的な事項については、県と十分協議のうえ決定すること。